



きょうの  
**ニュース**  
平成 26・6・6 (金)  
No. 10407  
広聴広報課報道グループ

**処分の取り消し求め 元飼育責任者が提訴**  
板橋区ホタル館  
特定団体に便宜供与を行  
ったとして、3月に懲戒免  
職処分になった元板橋区ホ  
タル生態環境館飼育責任者  
の阿部宣男さん(58)が5  
日、区の処分取り消しと、  
慰謝料550万円の支払い  
を求め東京地裁へ提訴し  
た。

**元職員が板橋区を提訴**  
板橋区ホタル生態環  
境館の元男性職員(金)  
が懲戒免職処分になっ  
た問題で、この元職員  
が五日、「処分は事実  
誤認に基づき、妥当性  
を欠く」として、  
区に免職の取り消しと  
慰謝料など五百五十万  
円を求める訴えを東京  
地裁に起こした。

三月に処分した区側  
はその理由に、元職員  
がホタル飼育に有用な  
ハチに関する契約を  
業者や石川県能登町が  
出資する財団法人と無  
断で結び、本来業務で  
ないハチの生態確認作  
業をしたことを挙げ  
ている。ホタルのせせ  
らぎ整備事業で区に入  
るべき特許実施料金の  
免除を静岡岡部小山町  
に無断で約束したこと  
も処分理由としてい  
ている。

**関東甲信 梅雨入り**  
梅雨前線と低気圧の影響  
で、5日は西日本の太平洋  
側を中心に大雨となった。  
気象庁は、関東甲信と東海  
では6日昼すぎにかけて1  
時間に30ミリの激しい雨が降  
るとして注意を呼びかけ  
た。

未明までの24時間雨量が平  
年の6月の1カ月分を上回  
る528・5ミリに達し、観  
測史上最多となった。三重  
県尾鷲市では1時間に51・  
5ミリの非常に激しい雨を観  
測した。高知県の一部には  
一時、「土砂災害警戒情  
報」が出された。  
高知県沖の低気圧や、日  
本の南に延びる梅雨前線に  
向かって暖かく湿った空気が  
流れ込んだ。低気圧は6  
日にかけて停滞し、前線が  
列島南岸を東に進む見込  
み。

6日夕までの24時間予想  
雨量は、関東甲信と東海の  
多い所で150ミリ。

**ホタル館元男性職員 「懲戒免職は不合理」**  
ハチを飼育販売する業者  
に便宜を図ったなどとし  
て、板橋区から懲戒免職処  
分を受けた元区ホタル生態  
環境館(同区高島平)の男  
性職員(58)が5日、区を相  
手取り、処分の取り消しと、  
慰謝料など約550万円の  
支払いを求めて東京地裁へ  
提訴した。

訴状によると、区は処分  
理由に、阿部さんが平成21  
年に特定の営利団体と業務  
提携し便宜供与したとして  
が、阿部さんは「団体は22  
年夏に区の許可を得て立ち  
上げた事業体で、21年当時  
は存在していなかった」な  
どとし、区の処分理由は事  
実誤認を踏まえておらず、  
事実誤認がある」と主張して  
いる。

**元職員が板橋区を提訴**  
今年3月末に板橋区を懲戒免  
職になった区ホタル生態環境館  
元職員の阿部宣男さん(58)が5  
日、区に処分の取り消しと慰謝  
料500万円を求める訴えを東  
京地裁に起こした。

訴状では「区の決定を受けず  
に業者とケイロマルハナバチの飼  
育業務提携した」とする区の  
処分理由について、「この業者の  
設立は2010年夏で、阿部さん  
が業者と契約書結んだと区  
が説明する09年7月はこの業  
者は存在しない、などと主張し  
た。阿部さん(左)の目の金見が  
」区の主張はすべて事実に基づ  
かないため、提訴した」と話し  
た。区は「処分は確実な事実から  
適正に判断した結果。訴状を確  
認し、適切に対応した」とコ  
メントした。

記者会見した代理人  
の渡辺彰徳弁護士は  
「懲戒理由には事実誤  
認が多く、不合理で、  
懲戒という結果ありき  
の処分なのかと思えな  
い」と述べ、男性は「理  
由のない懲戒中傷であ  
り、懲戒免職処分によ  
ってすべてを奪われ  
た」と訴えた。

**選挙手の就職支援説明会**  
板橋区は、日本オリンピッ  
ン委員会(JOC)と連携して、ト  
ップアスリートの就職支援のた  
めの企業説明会「アスリート」を  
7月2日にJOCの施設味の  
素ナショナルトレーニングセン  
ター(北区)で開催する。3  
日にも開催した。

訴状によると、男性  
は1980年に採用され、  
89年からホタルの飼育を担  
当。2011年に区に無断  
で業者と契約を結んで便  
宜を図ったり、12年に静岡  
県内の自治体が進めていた  
ホタル関連事業で区を受け

一方、区は「訴状が届き  
次第、内容を確認し、適切  
に対応して」コメントしている。

訴状によると、元職  
員側は「生態確認作業  
は区が能登町から依頼  
を受けて(元職員に)  
行わせたもので区の本  
来業務」とし、契約書  
作成に関わったことも  
「権限の範囲内だ」と  
主張。特許の使用料に  
ついては、「2001  
年1月の特許申請以前  
にホタル再生の相談を  
受けていた場合は使用  
料を取らないことを、  
区が決定していた」と  
している。

同区人事課は「訴状  
の内容を確認して適切  
に対応する」とコメン  
トした。【近藤浩之】

同区人事課は「訴状  
の内容を確認して適切  
に対応する」とコメン  
トした。【近藤浩之】

2010年に、JOCは選  
去の回、都内で同様の説明会  
を開催してきたが、都内自治体  
との連携は今回が初めて。